

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第98期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	大阪証券金融株式会社
【英訳名】	Osaka Securities Finance Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀田 隆夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
【電話番号】	06-6233-4510(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画総務部長 小田 康史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号 大阪証券金融株式会社 東京支社
【電話番号】	03-5299-6311
【事務連絡者氏名】	東京支社長 福井 勝
【縦覧に供する場所】	大阪証券金融株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋二丁目15番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第2四半期 累計期間	第98期 第2四半期 累計期間	第97期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	1,660	1,788	3,435
経常利益又は経常損失 () (百万円)	211	99	795
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,508	434	3,265
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失 () (百万円)	46	31	80
資本金 (百万円)	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000	普通株式 37,000 第一種優先株式 15,000
純資産額 (百万円)	17,057	17,767	17,751
総資産額 (百万円)	220,808	241,011	236,116
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	68.61	11.88	83.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)	普通株式 0.00 第一種優先株式 0.00	普通株式 0.00 第一種優先株式 0.00	普通株式 3.00 第一種優先株式 14.00
自己資本比率 (%)	7.7	7.4	7.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	444	906	726
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74	26	118
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	335	337	354
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	143	907	363

回次	第97期 第2四半期 会計期間	第98期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	67.86	10.83

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）のわが国経済につきましては、東日本大震災直後の急激な落ち込みからは徐々に回復傾向を辿りましたが、円高の進行や海外経済の下振れ懸念など、依然として先行きについての不透明感は払拭できない状況が続きました。

株式市況についてみますと、期初9千7百円台でスタートした日経平均株価は、円安などを好感して5月上旬には1万円台を回復した後、NYダウの値下がりなどからやや水準を下げたものの、7月入り後は景気回復期待を背景に再び1万円台を回復しました。しかしその後は、世界経済の減速懸念や円高進行などから続落商状を辿り、9月下旬には2年半ぶりの安値となる8千3百円台まで下落するなど、冴えない展開となりました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は期初の1,400億円台から6月には1,700億円台まで増加しましたが、その後は株式市況の下落を映し期末にかけて水準を切り下げる展開となりました。

こうした状況下、当第2四半期累計期間の営業収益は1,788百万円（前年同期比7.7%増）となりました。営業収益の増収に加え一般管理費が減少したことから、営業損失幅は39百万円（前年同期は営業損失330百万円）に縮小し、経常損益は99百万円の黒字（前年同期は経常損失211百万円）に転換しました。四半期純利益は、償還済投資信託にかかる分配金を特別利益に計上したこともあって434百万円（リーマン・ブラザーズ証券株式会社に対する再生債権にかかる第1回弁済の剥落により前年同期比は82.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産額は241,011百万円と前事業年度末に比べて4,894百万円増加しました。これは、投資有価証券が減少したものの、借入有価証券代り金が増加したことなどによるものです。

一方、負債総額は223,243百万円と前事業年度末に比べて4,878百万円増加しました。これは、コールマネーが増加したことなどによるものです。

この間、純資産額は17,767百万円と前事業年度末に比べて16百万円増加しました。これは、利益剰余金が増加したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて543百万円増加し、907百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、906百万円の収入超（前年同期444百万円の収入超）となりました。収入の主な内訳は有価証券及び投資有価証券の純減少額17,439百万円、コールマネー等の純増加額12,000百万円、税引前四半期純利益428百万円であり、支出の主な内訳は借入有価証券代り金の増加額21,905百万円、短期借入金の純減少額3,825百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、26百万円の支出超（前年同期74百万円の支出超）となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出29百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、337百万円の支出超（前年同期335百万円の支出超）となりました。これは、主に配当金の支払額319百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,500,000
優先株式	15,000,000
計	109,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,000,000	37,000,000	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
第一種優先株式	15,000,000	15,000,000	非上場	単元株式数100株 (注)
計	52,000,000	52,000,000		

(注) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、第一種優先株式の発行は安定した事業運営のため自己資本の充実を図ったものであります。また、本優先株式は「社債型」優先株式であり普通株式の希薄化が生じないことを重視したものであります。

1 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記「2 優先中間配当金」に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2 優先中間配当金

当社定款第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。

3 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

5 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

6 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数（初日及び取得日の前日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		52,000		5,000		3,229

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,000	13.46
株式会社だいこう証券ビジネス	東京都中央区日本橋兜町13番1号	4,299	8.26
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,176	8.03
株式会社ODKソリューションズ	大阪市中央区道修町1丁目6番7号	2,500	4.80
有限会社ジェー・ディー	東京都港区東新橋1丁目9番2号	2,500	4.80
公益財団法人資本市場振興財団	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号	1,843	3.54
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,666	3.20
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,666	3.20
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,666	3.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,665	3.20
計	-	28,984	55.74

(注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)のうち、年金信託設定分は280千株、投資信託設定分は532千株であります。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成23年8月29日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、三菱UFJ投信株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行を除き、当社としては当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,666	3.20
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	550	1.06
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	18	0.04
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	59	0.11
計	-	2,294	4.41

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社だいこう証券ビジネス	東京都中央区日本橋兜町1-3-1号	42,992	11.82
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	41,769	11.48
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	20,000	5.49
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	16,669	4.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	16,663	4.58
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	16,660	4.58
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	16,656	4.57
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	10,983	3.01
公益財団法人資本市場振興財団	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番4号	8,437	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,311	1.46
計	-	196,140	53.92

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 15,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 440,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式36,537,400	363,719	
単元未満株式	普通株式 21,800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,000,000		
総株主の議決権		363,719	

- (注)1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、当社名義の貸借取引担保保有株式等が165,500株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、当社名義の貸借取引担保保有株式等にかかる議決権の数1,655個が含まれておりません。
- 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式48株が含まれております。
- 3 第一種優先株式の内容については「第3提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」の(注)に記載しております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大阪証券金融(株)	大阪市中央区北浜二丁目 4番6号	440,800		440,800	0.84
計		440,800		440,800	0.84

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,363	5,907
有価証券	8,004	21,421
営業貸付金	77,229	72,351
借入有価証券代り金	71,795	93,700
その他	449	3,541
貸倒引当金	2,161	2,208
流動資産合計	159,680	194,713
固定資産		
有形固定資産	382	343
無形固定資産	676	559
投資その他の資産		
投資有価証券	74,768	44,723
その他	1,402	1,466
貸倒引当金	794	795
投資その他の資産合計	75,377	45,394
固定資産合計	76,436	46,297
資産合計	236,116	241,011
負債の部		
流動負債		
コールマネー	7,000	19,000
短期借入金	156,950	153,125
コマーシャル・ペーパー	15,000	12,000
貸付有価証券代り金	21,788	21,540
未払法人税等	46	21
賞与引当金	67	60
その他	4,813	7,792
流動負債合計	205,665	213,540
固定負債		
長期借入金	12,000	9,000
退職給付引当金	331	353
役員退職慰労引当金	149	154
その他	219	195
固定負債合計	12,700	9,703
負債合計	218,365	223,243

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	3,229	3,229
利益剰余金	9,403	9,518
自己株式	131	131
株主資本合計	17,502	17,616
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	249	150
評価・換算差額等合計	249	150
純資産合計	17,751	17,767
負債純資産合計	236,116	241,011

(2)【四半期損益計算書】
 【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益	1,660	1,788
営業費用	618	663
営業総利益	1,041	1,124
一般管理費	1,371	1,164
営業損失()	330	39
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	88	89
受取賃貸料	35	34
その他	2	20
営業外収益合計	127	146
営業外費用		
支払利息	7	6
その他	0	0
営業外費用合計	8	6
経常利益又は経常損失()	211	99
特別利益		
有形固定資産売却益	4	-
償却債権取立益	2,739	-
投資有価証券清算分配金	-	369
特別利益合計	2,744	369
特別損失		
有形固定資産除却損	0	0
環境対策費	4	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	-
ゴルフ会員権評価損	-	3
投資有価証券評価損	-	37
特別損失合計	6	40
税引前四半期純利益	2,527	428
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	16	9
法人税等合計	18	6
四半期純利益	2,508	434

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	2,527	428
減価償却費	229	183
貸倒引当金の増減額(は減少)	149	48
賞与引当金の増減額(は減少)	8	7
退職給付引当金の増減額(は減少)	47	22
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	80	4
受取利息及び受取配当金	1,553	1,521
支払利息	284	207
償却債権取立益	2,739	-
投資有価証券清算分配金	-	369
有形固定資産売却損益(は益)	4	-
有形固定資産除却損	0	0
投資有価証券評価損益(は益)	-	37
ゴルフ会員権評価損	-	3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	-
定期預金の純増減額(は増加)	1,000	1,000
有価証券及び投資有価証券の純増減額(は増加)	5,214	17,439
営業貸付金の増減額(は増加)	11,826	4,883
借入有価証券代り金の増減額(は増加)	52,526	21,905
コールマネー等の純増減()	5,700	12,000
短期借入金の純増減額(は減少)	63,100	3,825
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	1,000	3,000
貸付有価証券代り金の増減額(は減少)	10,496	248
貸借取引担保金の増減額(は減少)	544	1,046
信用サポートローン担保金の増減額(は減少)	1,730	-
長期借入金の増減額(は減少)	25	3,000
役員賞与の支払額	22	19
その他	64	58
小計	758	744
利息及び配当金の受取額	1,498	1,916
利息の支払額	285	206
法人税等の支払額	10	59
営業活動によるキャッシュ・フロー	444	906
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4	1
有形固定資産の売却による収入	4	-
無形固定資産の取得による支出	78	29
その他	3	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	74	26
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	16	17
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	319	319
財務活動によるキャッシュ・フロー	335	337
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	33	543
現金及び現金同等物の期首残高	109	363
現金及び現金同等物の四半期末残高	143	907

【継続企業の前提に関する注記】

当第2四半期会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間
（自平成23年4月1日
至平成23年9月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1 一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
賞与引当金繰入額	75百万円	60百万円
役員退職慰労引当金繰入額	20	19
退職給付費用	50	44
貸倒引当金繰入額	152	49
事務計算費	231	262
報酬及び給与手当	268	248

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金	2,143百万円	5,907百万円
有価証券	9,997	21,421
計	12,140	27,328
預入期間が3か月超の定期預金	2,000	5,000
預入期間が3か月超の有価証券	9,997	21,421
現金及び現金同等物	143	907

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	109	3	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金
	第一種 優先株式	210	14	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないが、四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(平成23年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	2,442	2,944	501
債券	78,537	78,456	81
その他	1,000	999	0
合計	81,980	82,400	419

当第2四半期会計期間末(平成23年9月30日)

その他有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券

区分	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	2,405	2,473	68
債券	63,112	63,298	186
その他			
合計	65,517	65,771	254

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。減損処理にあたっては、会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については、時価の回復可能性を勘案し、減損処理を行うこととしております。

なお、当第2四半期累計期間において、その他有価証券の株式について37百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
関連会社に対する投資の金額(百万円)	12	12
持分法を適用した場合の投資の金額(百万円)	990	946

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
持分法を適用した場合の投資損失()の金額(百万円)	46	31

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、証券金融業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	68円61銭	11円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,508	434
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,508	434
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,559	36,559

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

大阪証券金融株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 高郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪証券金融株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第98期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪証券金融株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。